

第七章 近世の交通

第一節 藩政時代の街道

明治時代まで唄われていた大津絵節の一つに芦屋より博多までの旧道を読み込んだものがある。

芦屋より博多まで

人に会わやと尋ね行く

馬のはみ食う糠塚の

からせにんぶの山田村往来

産は伊勢海老津

女子まごの月厄で赤間駅

曲る原町の鶯が

大穂ほけきよと囃れば

これ吉っあんよ

この頃はやる相撲取り唄

おまはん一つしやれてけつからんかね

おおさ合点

(新原村カ)

原上のだんの原なく新松原よ

青柳窪内や浮気者

匠男

鱧をかんして持って来な

香稚

おかしい魚でもう一ぱい

盃や多田羅のをじゃないかいな

これ吉っあんえ

そない筥崎八幡松ケ枝みたいに

ぜかぜか言うては道がはかどれない

急がなくてはつまらねエ

崇福寺新茶屋女が一寸出て手を招く

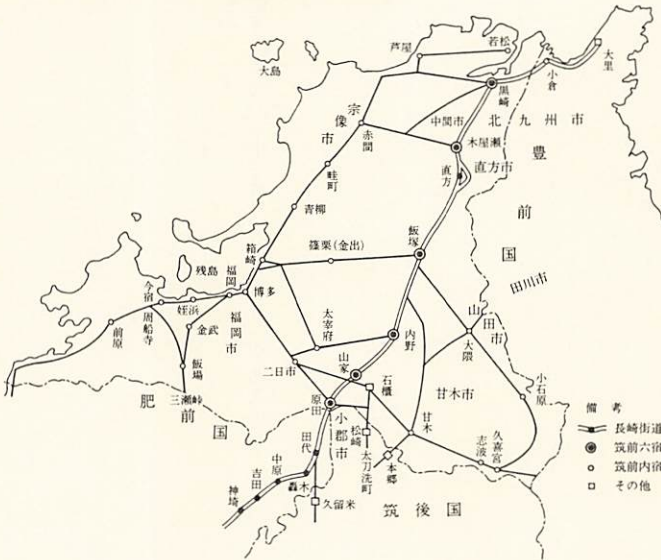
石堂橋から通り丁下れば

わっちがなじみのこいつア柳町

聞き取りのため不明の箇所もあるが、途中の村や地名を読み込んでいる。旧西往還である。

福岡藩の交通網、殊に、一般旅人が通行できる往還は、年代により必ずしも同一ではないが、長崎街道冷水越が開通して以後は、概略第V—3図の通りである。藩内には「六宿」と通称される長崎街道の六宿と、「内宿」

第V—3図 筑前国宿見取図



と呼ばれる二一宿がある。六宿は黒崎・木屋瀬・飯塚・内野・山家・原田の宿駅で、薩摩・肥後・筑後・肥前の諸大名をはじめ、長崎奉行や紅毛人も通る脇街道で、藩内の幹線道路である。内宿は若松・芦屋・赤間・畦町・青柳・箱崎・篠栗(金出)・博多・福岡・姪浜・今宿・前原・金武・飯場・太宰府・二日市・甘木・志波・久喜宮・小石原・大隈の二一宿である。いずれも人馬継所を備えた本宿である。

慶長十七年(一六一二)頃、冷水峠越えの街道が開通する迄は、藩内の交通路も事情を異にする。文明十二年(一四八〇)に連歌師の飯尾宗祇が若松(北九州市)に上陸し、大宰府に向った時は、木屋瀬より長尾に行き、米山越にて大宰府に赴いている。長尾は杉次郎左衛門尉弘相の「知る所」であり、同所は古代官道筋ではあるが、一般的な街道であったか否かは明確ではない。『済民草書』は初期の街道について、「大凡国土の通駅を考ふるに、黒崎に入もの、木屋瀬より飯塚道を東にして大隈・小石原に越ものあり。又飯塚より八丁越をして甘木を出て、筑後の松崎に行あり。木屋瀬(橋)赤間・青柳を過ぎて宮崎に至りて、夫より博多に入て、二日市に及て、原田に達す。原田より松前(橋)・田代と行なり。又木屋瀬より博多を過ぎて、道を右にして宮崎より筵田越あり、そを参府道といふ。又博多より茅塚道(吉塚カ)を出て金出越(マ)といふて、飯塚に出るものあり。博多より西に行には、住吉の前より今の大閘道(マ)に至りて、姪浜に行く。夫より今宿・前原に達す。又大閘道を左に取脇山に出る道あり。是を園中の往還道といふなり。祖人卜祐が長政公に申上て、今の冷水越を開たり。又甘木カ上座郡に行朝倉道あり。又那珂郡に中道といふて、山田より肥前に行く道あり。又遠賀郡の海道ありて、若松より芦屋に行て、宗像・糟屋に及て、宮崎に達する道あり。是等何れも脇道にして、旅人の通駅にあらず」と記している。「慶長年間筑前国図」は、黒崎―穴生―折尾―古賀―猪熊―島津―鬼津―糠塚―山田―海老津―赤間と通ずる道、黒崎―下上津役―木屋瀬―植木―新北―吉留―赤間と通ずる道路は描かれているが、木屋瀬―飯塚の街道はない。同図の精度の検討

第V-40表 東往還

抱 村	抱間数	受持村	受持 間数(A)	“(B)	“(C)	(A)1人 当り	備 考
大 藏	471	戸 畑	247	247	247	1.49	A=嶺文書、文政 B=佐藤文書 C=小林文書
		大 藏	222	222	222	1.78	
		小 石	126	28	146	1.8	
枝 光	375	小 石		118			
		中 原	111	111	111	1.2	
		修多羅	81	81	81	1.1	
尾 倉	878	枝 光	98	65	90	1.1	
		枝 木	100		100	1.1	
		藤二島	140	140	140	1.42	
前 田	646	二 弘	36	36	36	1.5	
		蚕 住	66	66	66	1.5	
		木 城	209	209	209	1.7	
		尾 倉	150	150	150	1.4	
		浅 川	158	158	158	3.5	Aこれより前田村抱
		小 敷	25	14	14	0.8	
		大 鳥	15	15	15	1.0	
		高 須	20	20	20	1.5	
		竹 並	67	67	67	1.0	
		頓 田	76	66	76	1.0	
藤 田	804	乙 丸	66	66	66	1.0	
		前 田	28		128	0.8	
		島 田	26	128	26	1.3	
		永 犬	134	134	134	1.5	
		小 竹	75	75	138	2.0	
		小 竹	63	63			
		有 毛	245	245	245	2.5	
		藤 田	180	329	329	2.8	町内136
		同 町	136	(136)	銘々 掃除	”	
		田 町	167	167	163	”	
熊 手	1,870	安 屋	243	243	243	2.2	
		魚 町	205	205	205	2.2	
		山 鹿	172	176	176	1.5	
		引 野	176	176	176	2.2	

第7章 近世の交通

掃請持丁場と間数

抱 村	抱間数	受持村	受 持 間数(A)	“(B)	“(C)	(A)1人 当り	備 考		
引 野 市 瀬	502	市 瀬	50	50	50	2.2			
		猪 熊	196	196	196	2.2			
		若 松	70	70	70	2.2			
		鬼 津	175	87	175	2.2			
		鬼 津		88					
		頃 末	103	103	103	1.5			
		古 賀	63	63	63	1.1			
		机	40	40	40	1.1			
		立屋 敷	37	37	37	1.1			
		下 二	41	41	41	1.1			
下上津役	607	伊 左 座	42	42	42	1.1	上の原137		
		小 嶺	53	53	53	1.5			
		下上津役	226	35	184	3.0			
		下上津役		149					
		二 村	200	200	200	1.1			
		木 守		258	258				
		上々津役	478	258	150	150		3.0	
		上々津役		328	328	396		2.1	
		小 嶺	498		68				町内133
		穴 生	238	238	238	3.5		記入 ナシ	
香 月	712	369	192	369					
馬 場 山	844	広 渡	500	500	500	2.4	上石坂71、下石坂53		
		香 月	300	35	280	3.0			
		畑 畑		245					
		馬 場 山	260	260	260	3.7		町内130間	
		今 古 賀	165		165	3.5			
楠 橋	545	下 村	220	220	220	4.0			
		中 村	208	169	208	4.0			
		中 村		39					
		楠 橋	506	506	506	4.0			
	8,730								

も必要であろう。いずれにせよ、遠賀地方に通ずる道路は、陸上では後に「西往還」と呼ばれた街道である。それは部分的には古代の大宰官道を利用しているかもしれないが、既に完全な近世の街道である。

宿駅制度が整備されて以後の街道は概略図に示す通りであるが、街道の呼称は固定していない。地区によって異なるであろう。遠賀郡地方では、長崎街道は東往還、唐津街道は西往還・黒崎より岐れて吉田・岩瀬・上底井野・新延・猿田峠・赤間と通ずる道路を中筋往還、又は、中通りとも呼ぶ。木屋瀬―赤間は中筋往還。八木山經由博多は篠栗街道、又は金出越。豊前猪膝より千手―秋月―野町―松崎は秋月街道。博多―二日市―原田は博多往還。福岡より金武―飯場―肥前は三瀬街道、又は、岡往還ともある。博多往還―天山―甘木―久喜宮―日田は日田街道・日田往来である。その他にも、須恵―産ミ―宰府の宰府道、日田往来―石櫃―松崎の天下道、福岡―太閤道―脇山―肥前や、博多より山田經由肥前道等往還や脇道がある。松崎宿の成立は延宝年間のことである。遠賀地区に通ずる道路の内、黒崎―陣原―折尾―古賀足谷―島津と通った道は後には往還の内には含まれていない。

第二節 街道と夫役

街道は地域住民のみならず、一般旅人の通行もある。そのため、街道の維持・保繕は請持普請丁場を定めて各村に割り当てられる。遠賀郡の街道の内、遠賀地区の村々が関係した地区を示す第V―40表の通りである。割当は成年男子に課せられる夫役である面役を基準にして行われる。そのため、面役数の変動により割替が必要で

第7章 近世の交通

あり、常に同一とは限らない。街道長と請持丁場間数合計が一致しないのもその辺に原因があるかもしれない。請持丁場数は、文政元年割替では、東往還は道長八七三〇間を五六か村面に役数四〇一四人に割り、一人につき、併二間一歩七厘八毛充、中筋往還は道長五七一一四間を一

第V-41表 中通り掃除請持間数

抱 村	抱間数	受持村	受 持 間数(A)	〃(B)	〃(C)	(C) 出夫数	(C)1人 当	備 考
垣 生 中 間 岩 瀬	56	垣 生	56	56	57	10	7.0	5.7
	975	中 間	975	1,180	941	212	4.0	5.57
	635	中 岩 瀬	239		239			
吉 田 則 松	1,483	別 府	156	571	137	127	4.0	4.43
		別 府	415		426			
		吉 田	200	261	200	87	3.0	3.
		吉 田	61	61				
		垣 生	270	270	270	76.5	3.0	3.53
		則 松	314	314	214	53.5	4.0	4
		戸 切	227	227	227	65	3.5	3.49
		虫生津	228	228	228	57	4.0	4
		島 津	315	315	315	52.5	6.0	6
		陣 原	1,191	黒 山	68	305	68	61
黒 山	237			237				
陣 原	366			366	366	記入 ナシ		1229-1168.5= 60.5 内30間御入所道
熊 手	1,139	尾 崎	480	480	480	83	6.0	5.78
		小鳥掛	39	140	39	28	5.0	5
		小鳥掛	101	101	101	35	5.0	5
		塩 屋	175	175	175	25	7.0	7
		鳴 水	175	175	175	136	5.0	4.98 内207町内
熊 手	677	677	677	677				
原合計	5,714	15村				1,229	4,645	
現合計	6,094	17村	6,014	5,980	5,773	1,168.5	4,719	C 16ヶ村

長崎街道普請受持丁場界石



六か村面役一二二九人五歩で割り、一人につき四間六歩四厘五毛充としているが、割当は必ずしもそれに近い数字とは限らない。道路状況などが考慮されているのであろうか。中筋往還でも、最も難所と思える吉田村傘屋の辻より則松村までの間は平均値以下となっている。請持丁場も時代により若干異同がある。東往還の文政・天保期の割当では馬場山村抱に今古賀村一六五間、尾倉村抱に藤木村一〇〇間の請持があるが、弘化以後の分にはない。逆に、後者には下上津役村抱に木守村二五八間があるが前者にはない。現存の請持丁場境界碑には小嶺村と別府村が刻まれている。碑には「小嶺村抱普請所 従是東小嶺村受持丁場 従是西別府村受持丁場」とある。小嶺村抱往還が両村の受持丁場が隣接していたことを示している。東往還の熊手村抱の受持間数が少ないのは

第V—41表 西往還掃除受持村と間数

区 間	間数	受持村	1人当間数	備 考
宗像塚より笠松家下迄	138	上 畑	6	
笠松下より海老津抱迄	639	高 倉	6	
海老津村抱	138	野 間	6	
海老津村抱	249	海 津	5	
海老津村抱より野間村抱迄	512	吉 木	3	
山田村抱	213	三 吉	5	
〃	326	手 野	4.5	
〃	280	山 田	5	
〃	176	内 浦	2	
〃	80	原	2	
山田村抱より糠塚村抱迄	170	松 原		
糠塚村抱	510	糠 塚		
糠塚村塚より南町渡場迄	2,100			ノ3431間岡垣地区 内31尾崎村より芦屋村
合 計	5,531			

中筋往還に含まれているためである。遠賀町地区は表に示す通り東往還と中筋往還が割当てられている。西往還では、小鳥掛村明細帳に「往還長三拾老間 尾崎村と芦屋村迄」と記されている。糠塚村境より芦屋南町渡場迄三五丁の内に三一間小鳥掛村抱が含まれている。小鳥掛村の最北端部である。

第三節 伊勢参宮

一 伊勢への旅

遠賀町域にいつの頃より「お伊勢参り」の風習が定着したかは明確ではないが、近辺に於いては既に室町時代には伊勢神宮の祠官たちの下向がみられる。室町時代より戦国時代にかけて、守護領国制の動揺する中で、伊勢神宮がその経済的自営や伊勢信仰の普及を目的として地方へ派遣したという配札廻檀の御師である。北九州地方には外宮御師が廻檀している。享禄五年（一五三〇）の筑前では、若松・藤田・芦屋・香月地区が、永禄七年（一五六四）と元亀元年（一五七〇）では若松・芦屋・藤田が、天正十四年（一五八六）では若松・藤田が夫々配札の対象地区となっている。藩政時代に入った慶長十五年（一六二〇）の御牧郡では第V―42表の村々が配札の対象となっているが、この段階では遠賀町域の村名は現れていない。村々の成立状況や有力者の存否を推測させるものがある。

枝村の所属が金吾中納言時代の「筑前国田島之高村々指出前之帳」とは異なる。「御被賦日記」（神宮文）の使

者藤田二郎左衛門が
 便宜的に区分したも
 か、金吾中納言以前
 の状態によるものか
 定かでない。「そこい
 ね」が底井野を意味す
 ると、上底井野・中
 底井野・下底井野を
 意味する。「そこいね」
 は「筑前国木月」に含
 められており、小嶋右
 衛門・同基五郎・与七

郎・小左衛門・孫三郎・勘介・永富四郎右衛門・小嶋小七郎・与五郎の名が挙げられている。永富四郎右衛門は猫城伝説にその名が見える。その他については判明しない。浅木地区が含まれているか否かも判明しない。

一七世紀も終りに近い元禄六年（一六九三）には別府・虫生津の一行が参宮をしている。この二行の、別府村二・虫生津村一・別府村の内千代丸二・高家一・小倉一の七人は六月二十五日に長門國本山にて大風に逢い遭難、死亡している。六月二十五日は太陽暦の七月二十七日に相当する。各地に被害が出ている。夏の台風であろう。当時の遠賀町の各村は第V―3表の通りの人口であり、完全に共同体は成立しており、同行を組んでの参宮

第V―42表
 慶長15年「御被賦日記」に見る廻檀地

地区名	摘要（ ）内は現在	配札対象者数
中	原 (北九州市戸畑区)	7
とは	戸畑	4
若	松 (北九州市若松区)	15
藤	田 (北九州市八幡西区)	24
わ	藤田内、和井田	1
隈	出村 熊手村 (八幡西区)	14
お	ぐら 尾倉村 (北九州市八幡東区)	12
大	く 尾倉村内、大蔵	1
ま	へ 尾倉村内、前田	1
あ	のふ 竹末 穴生竹末 (八幡西区)	8
の	りまつ 穴生内、則松 (八幡西区)	2
ち	んの 原 陣原 (八幡西区)	5
こ	が 古賀 (遠賀郡水巻町)	1
有	毛 (若松区)	1
お	り 有毛内、折尾 (八幡西区)	2
二	鳴 (若松区)	2
か	うしゃく 上津役 (八幡西区上々津役)	6
こ	み 小嶺 (八幡西区)	1
楠	橋 (八幡西区)	7
一	ノ 市瀬 (八幡西区)	10
は	ふ 垣生 (中間市)	23
中	間 (中間市)	5
そ	い 底井野カ	9
芦	屋 (遠賀郡芦屋町)	4

も当然考えられる。その僅に後の宝永三年（一七〇六）の藩の通達にも「伊勢参宮人多、幼少之者路銀等も駈所持不仕作者は、いたわり作様、惣て参宮人宿かり、旅食等相応之賃銀取作儀沙汰に不及作事」と見えており、参宮の風習の確立を推測させるものがある。十八世紀後半になると伊勢参宮についての、藩としての種々の規制が現れる。その中には「抜参」（明和元年一七六四）・「見立・酒迎・餞別・土産」（明和六年）等の文言も用いられており、やがては「伊勢講」、「参宮見舞」、「首途振舞」、「腰送り」などの文言も現れ、参宮習俗の確立を推測させる。参宮の習俗が一般化して来ると定宿も定められて来る。小倉・大坂の定宿は寛政七年（一八九五）に定められる。それに付いては次の通り触れられている。

郡々百姓伊勢参宮、或ハ諸商賈ニ付、上方ヨリ罷登リ作節、小倉、并大坂表ニ参是迄問屋之定宿無之旨ニ参、右之両人之者ハ定宿之義、先年已来追々申出作、遂吟味作處、定宿ニ相成作得ハ、百姓共勝手筋ニ宜可有之趣ニも作条、不致脇宿、右両所江致宿作可然、尤右之趣、数馬殿作も申上、御間置被成作条、其旨相心得、触々村々可申聞作。併振掛リ之宿勝手筋ニ相成ニも作ハ、強右両所江致定宿作ニもおよび申聞敷作。同様之義ニ共作得ハ、致宿作者、自然病氣等之節ハ療養萬端、第一ハ大坂ニ参ハ御蔵元引合往來切手請引、彼是手都合宜敷取計可申段も申出居作条、其旨ヲも相心得作様、村々可申聞作。尤、兩郡ハ黒崎・若松方渡海船有之作へハ、船路参作者ハ兩所之船ニ参致往來作様有之度作。何分不得止事節ハ小倉ハ左之者所住宿口致作様ニ可致作。右彼是之趣致承知、觸下村々可相達作。以上

大坂江戸堀五丁目
大目橋壹丁下

福島屋市兵衛

小倉大橋元

鍋屋 五兵衛

（寛政七年）
四月五日

新五郎
兩郡大庄屋江当ル

右之通被仰付外、以来参宮人、又ハ商賈三付、上方へ罷越外者、成たけ右兩人方へ致宿外様可被仰付外。以上

四月八日

大庄屋

翌寛政八年には黒崎宿に「参宮世話人・伊勢宿之主」が置かれる。²⁹ 郡家の側の千助である。大坂の定宿も、いつの頃よりか、「大坂土佐堀壺丁目 筑前宿 葉村屋吉兵衛」に託って代られている。北九州の神社の絵馬に葉村屋の図を見ることが出来、明治のものながら、浅木神社にも現存する。

遠賀町域の参宮で、判明するものに、文政十三年（一八三〇）虫生津村直平一行、天保十四年（一八四三）の浅木村同行十二人、弘化三年虫生津村毛利三兵衛一行、弘化四年（一八四七）鬼津村太平・久七一行、嘉永七年（一八五四）木守村甚三郎一行、嘉永七年・安政二年（一八五五）の浅木一行、万延元年鬼津村井口氏一行、慶応四年木守村同行十一人、などがある。神社の古い絵馬を精査すればまだ多くが判明するであろう。神社の絵馬には参宮記念に同行中より奉納したものが多い。虫生津村直平一行は六月二十八日出発し、同行三人。鬼津村太平一行は同行二十二人、木守村甚三郎は普請方定右衛門の嫡男で十九人、一族の垣生村庄屋友次郎の嫡男土師淳蔵の一行に同行している。二月十九日出発、四月二十一日帰着の六十日の旅である。鬼津村井口氏一行は同行二十人（内二名は芦屋の者）、二月五日出発、閏三月六日に帰着の六一日間の旅である。

藩政末期の伊勢参宮のコースは、船を利用する場合と陸路を行く場合では若干は異なるが、どの場合も大同小異である。前記の嘉永七年の土師氏一行と、万延元年の井口氏一行の往路のコースは大略次の通りである。

第7章 近世の交通

1, 嘉永7年のコース

2.19 堀川 洞海湾 2.20 洞海湾 2.20 磐灘 2.20~24(22~24風待)
 中間大橋 ~ 陣原 ~ 鴨田 ~ 若松 ~ 赤間関(金比羅参詣)・亀山八幡参
 詣・先帝開帳・芝居床見物・新地茶屋見物) ~ 田ノ浦 ~ 須恵崎 ~ 竈門
 2.27 2.27 2.28 2.29
 関 ~ 岩国新湊 ~ 錦帯橋 ~ 新湊(椎尾八幡宮参拝) ~ 宮嶋(巖島明神
 参拝) ~ 広島飼場 ~ 広島(東照宮・饒津大明神・八幡宮参詣) ~ 飼場(江
 3.1 3.1 3.2 3.2-3 3.4 3.4 3.5 3.6
 波) ~ 音頭迫戸 ~ 横島 ~ 吉野村 ~ 忠海浦 ~ 備後鞆 ~ 讃州多度津
 ~ 金毘羅社 ~ 多度津 ~ 備前日比 ~ 瑜伽山 ~ 藤戸渡 ~ 吉備津 ~
 吉備津宮 ~ 岡山 ~ 片上 ~ 三石 ~ 赤穂 ~ 片島 ~ 正条 ~ 斑鳩寺
 ~ 書写山 ~ 広峯社 ~ 姫路 ~ 豆崎 ~ 曾祢天神 ~ 高砂 ~ 尾上の鐘
 ~ 加古庄浜の宮 ~ 別府 ~ 明石 ~ 人丸社 ~ 舞子浜 ~ 樽見 ~ 敦盛
 塔 ~ 二ノ谷・一ノ谷・須磨寺 ~ 須磨浦 ~ 兵庫 ~ 敦盛墓 ~ 湊川 ~
 楠公墓・生田大明神・笹の梅・布引の滝 ~ 摩耶山 ~ 摩耶山麓 ~ 西宮
 ~ 尼ヶ崎 ~ 大坂(天満天神・生玉社・天王寺・道頓堀見物) ~ 三ツ井
 ~ 住吉 ~ 塚難波屋松 ~ 妙国寺蘇鉄 ~ 上田 ~ 三日市 ~ 紀伊見峠 ~
 橋本 ~ 三軒屋 ~ かむろ ~ 仁徳寺 ~ 不動坂 ~ 女人堂 ~ 発光院 ~
 橋本 ~ 五条 ~ 宇野 ~ 六田 ~ 吉野山 ~ (発心門・蔵王堂・吉水院・
 竹林院・勝手明神・大鏡・世尊寺・子守大明神参詣) ~ 雲井坂 ~ 一目千本
 ~ 丹治村 ~ 飯貝村 ~ 上市村 ~ 多武峰 ~ 岡寺 ~ 立花寺 ~ 岡寺 ~
 飛鳥大神宮 ~ 安倍村 ~ 当麻寺 ~ 達磨寺 ~ 龍田社 ~ 法隆寺 ~ 小
 泉 ~ 郡山 ~ 葉師寺 ~ (唐)招提寺 ~ 奈良宿(猿沢池・興福寺・般若
 寺・東大寺・若宮八幡・三笠山・鶯陵・春日社見物) ~ 帯解 ~ 丹波市柿
 本寺 ~ 磯上 ~ 三輪大明神 ~ 初瀬 ~ 長谷寺 ~ 大野 ~ かたり ~
 名張 ~ 新田 ~ 伊勢地 ~ 垣内 ~ おやまど ~ 大野木 ~ 二本木 ~
 畑 ~ 六軒茶屋 ~ 松坂 ~ 明星 ~ おばた ~ 宮川 ~ 伊勢

万延元年の一行

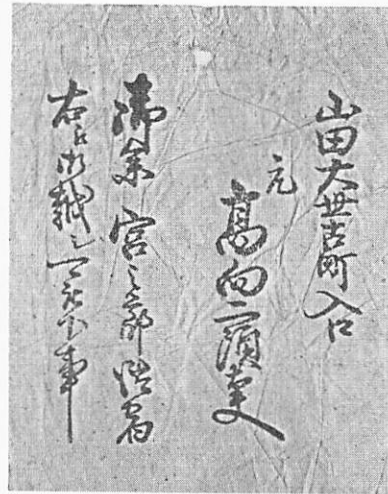
2.5 不明 2.15カ
 芦屋 … 赤間関 ~ 山口 ~ 岩国 ~ 宮島 ~ 広島 ~ 金毘羅宮 ~ 瑜

伽山 ～ 室 — 書写山 — 姫路 — 高砂 — 尾ノ上 — 明石 — 須磨 —
 兵庫 ～^{3,3} 大坂 — 高野山 — 吉野山 — 多武峯 — 南都 — 初瀬 — 伊勢
 — 瀬田 — 叡山 — 京都 — 大坂 ～^{門3.6} 芦屋

前者は伊勢到着以後は記入されていないが、伊勢・松坂・屋張・美濃養老を経
 て帰国している。松坂・津・四日市・桑
 名を経て、養老に赴き、関ヶ原より中山
 道を草津に出、京都・大坂を廻ったもの
 であろうか。天保十二年（一八四一）に伊
 勢・日光へ旅をした淳藏と同じ常足門下
 の底井野の小田宅子は、伊勢の次の目的
 地は信濃国善光寺であるため、伊勢・六

軒茶屋・白子観音・神戸・追分・四日市・宮・名古屋・かじ河・内津・池田・土岐村・金戸・落
 合・馬籠と中山道に出ているが（東路日記）、養老には行っていないので参考とはならない。

後者は、詳細は不明であるが、芦屋中小路十助の神徳丸で登坂予定であったが、天候が悪く数
 日芦屋に滞留、十五日より中国路を登っている。四国は多度津上りか丸亀上りか判明しない。四
 国より田ノ口に渡り、瑜伽山参詣、再び船にて室に行き、陸路を兵庫まで、その間の見物は前者
 と大同小異であろう。大坂の宿は両者ともに土佐堀葉村屋吉兵衛である。高野山では遠賀勢は発
 光院に泊る。郡宗廟である高倉宮の神伝院が発光院末であることによるのであろう。上市より伊
 勢へは、南都を廻らずに、高見川・木津川・被川添いに伊勢へ入るコースも採られることがある
 が、再度の参宮か、余程日程が詰っている時であろうか。伊勢では筑前の人は御師高向二頭大夫



外宮元御師のちらし

の所に宿る。御師は明治四年に廃止になるが、それ以後も地区の有力者などへの配札や挨拶状（嘉例状）の配布は続けられており、参宮宿の世話も続けられている。京都の宿は大坂の葉村屋のように一定していない。万延元年の一行は三条小橋西国屋吉兵衛に宿泊している。近隣では、安政七年（万延元年）の猪熊村一行は三条大橋東詰町美濃屋徳左衛門方に宿泊、先述の小田宅子は西六条醜井通桑名屋に、明治十一年の小嶺村一行は伊勢屋に、同十四年の吉木村一行は三条小橋西へ入町萬屋甚兵衛方に夫々止宿している。

帰途は、万延の一行は芦屋神徳丸十吉船にて一途遠賀を目指している。大坂より遠賀までは、弘化四年の高倉村一行は徒歩で十日、安政七年（万延元年）の猪熊村一行は船で十七日間を、小嶺村一行は十二日間を要している。船の場合、風待や汐待の都合、天候等によっても大いに異なるが、往路に見物出来なかつた所にも立寄るであろう。大坂―黒崎間の日切の渡海船を利用すれば四日―七日で到着することができる。

二 参宮の風習

参宮にはいつの頃よりか種々の風習がある。出立・餞別・見立・首途振舞・腰送り・酒迎え・胴ぶるい・お志賀様詣り等々である。所によっては陰膳やタチワケの漬物での水盃、帰参後の同行寄などの風習も仄聞する。

嘉永七年参宮の垣生村淳蔵は二月十九日出立に先立ち、同月十一日に神官や医師を招いて送別の宴を行っている。見立である。料理は「吸物・茶碗・取者五つ」（惣社宮）とある。中間惣社宮神官伊藤道保は十四日に、「垣生淳蔵伊せ宮へ参りける時馬のはなむけとて」として、「伊勢の海や千尋の底のしら玉をつともかまな君かかへさの」、「木守甚三郎々」として「春行は綾の小路にやとりせよ錦きつゝも花を見るへく」と餞別の歌を与えて

いる。兩人は十九日惣社宮に立寄り、雨の中を出発、中間川端にて門出酒宴、岩瀬大宮司も御守持参にて儀別に
来る。途中、吉田まで吉田村平蔵より酒が出されている。腰送りである。他村では産神参拝・門戸礼・胴ぶるい
・お志賀様詣り等も見ることが出来る。遠賀町域に於いても同様であろう。途中必ず海を渡らねばならない九州
の者にとって、海神である志賀神社に参詣する「お志賀様詣り」は御礼参りであり、不可欠であろう。

伊勢参宮は神社仏閣を廻る信仰の旅であり、殊に農業神である伊勢神宮（外宮）への旅であるが、修学旅行で
あり、他郷の文化に触れる旅でもある。又、一面では買物の旅でもある。自己の買物のみでなく、近隣よりの依
頼品もある。箸・楊子・茶碗・団扇・扇・剣先守等村内各戸への土産や、儀別の返礼以外の品を弘化四年高倉村
と、嘉永七年土師氏一行の例より主なものを示すと次の如きがある。⁵⁵⁾ 遠賀町域でも大同小異であろう。

（弘化四年）

・さかい重・洪蛇ノ目・押盆・櫛・盃台・鏡・茶釜・ふくさ・帯・入子・吸物膳・櫃・百人一首・葉・真田紐・
磁石・そり・衣類

（嘉永七年）

・ちじみ・真田紐・庖丁・鋏・珠数・衣類・かんざし・櫛・三味線糸箱・おさ・鏡

〔書籍類〕

・徒然草・直毘靈・古訓古事記・まかのひれ・県居翁雜録・用文章（依頼品）・和名抄・神系図・友かゞみ・怜野
集・答問雜稿・新古今和歌集・定家卿かな遣・古言梯・□鏡うつし詞・雁の行か飛・おくれし雁・日本記御□の
考・浅瀬のしるべ・歌意考・前王廟陵記・増補和字解・日本風土記・八雲御抄・官職難義・文意考・仮名用格・
千陸手本古今集序・詞書葉山の葉・伊勢物語・神代正語・団のしがらみ・冠位通考・源氏物語手枕・大日本国郡

全図・御遷行長歌・和爾雅全（依類）・玉あられ（同）・丹波図余国之部（同）

後者に国学関係の書籍類が多いのは淳蔵が鞍手郡古門村伊藤常足の門下であることにもよる。淳蔵は出発前に面会予定者の歌人達を挙げてゐる。「○山口 佐甲安藝守悴 佐甲折之助 ○宮市 鈴木武雄高鞆 ○備後鞆 祇園神主 大宮司馬之助 ○大坂 萩原廣道 ○京都 香川景常・香川景次・野々口高政 ○奈良 西村正右衛門 ○飛鳥 神主 ○伊勢松坂 本居謙藏 ○酒屋 世古喜平 ○伊奈木坪屋 池邊卯一郎 ○宇治 求馬久守（高向ニ類之事） ○橋村八郎太夫悴 橋村宰記 ○伊勢 足代権太夫 ○同 巫権太夫」である。知識人の参宮の目的の一面をも示している。